

〒518-0814

三重県伊賀市上友生 785 番地

Tel&Fax 0595-21-8839 E-mail iga-ken@iga.ed.jp

研修講座 学校人権・同和教育【3回連続講座】③

「人権・部落問題学習の約束事」

【講師】 栗原 成壽 先生 （伊賀市教育委員会人権教育アドバイザー）

2月10日（金）、講師に栗原成壽先生をお招きし、「人権・同和教育連続講座③」を実施しました。今回の講座の前には、1月20日（金）に崇広中学校の豊田先生、1月31日（火）に阿山小学校の成川先生に授業を公開していただき、事後検討会を行いました。豊田先生は、「女性の人権問題について」、成川先生は、「子どもの権利条約」を題材として取り上げた授業でした。これらの授業を受けて、栗原先生から「人権・部落問題学習の約束事」と題して、「児童・生徒の現状と題材との関係について」「指導案の具体的な記述について読み手として気になるところ」などについてご指導いただきました。

はじめに題材について大きく2つのパターンがあること、その中で特に大切にしたいことをご指導いただきました。

（題材について）

①価値的・態度的側面に重きをおいたもの

・「このような子どもの実態がある。」だから「この題材（取組）によって解決していきたい・力をつけさせたい」とするもの

②知識的側面に相当するもの

・「子どもたちのくらしや実態に関係なく、積極的に出会わせたい題材」とするもの

特に①は、題材の必然性が子どものくらしや関係性に立脚していること、②は、積極的に出会わせたい教材であっても「児童・生徒の現状」と「題材について」を結び付ける努力が必要であることを改めて感じました。

次に指導案の具体的な記述についてご指導いただきました。「その児童・生徒がなぜ教育的に不利な環境のもとにある子どもなのか」「題材を通してつけさせたい力は何なのか」など授業者として課題意識を明確に持つことが大切であることを学びました。本講座で学んだことを取組に活かしていただくとともに各校で還流をよろしくお願いします。

アンケートより 【一部抜粋】

・指導案を書くことで生徒の実態、自分の課題に気づくことができました。今回ご指導いただいた書き方を次年度以降意識していきたいです。また、人権・部落問題学習を進めるにあたっては、保護者と話をする際に担任としてつけさせたい力を明確に伝えることが大切であることを学びました。（中）

・学校で見る生徒の姿の背景には必ずくらしがあり、そのくらしを自分の目で見て理解した上で生徒を向き合うことが大切であることを学びました。今回学んだことを活かし、家庭訪問を繰り返していく中で将来力強く生きる子どもたちを育てていきたいと思いました。（中）

・指導案の小見出しには担任としての主張が表れるように記述することが大切であることを学びました。そのために視点児に対してつけたい力やなかまづくりの取組の意図を自分の中で持つておくことが必要であると感じました。（小）